



国海査第 370 号の 2  
平成 21 年 12 月 11 日

(社)日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

海事局検査測度課長  
秋田



船舶検査の方法の一部改正について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から船舶安全行政に対し、ご理解を賜りありがとうございます。

さて、今般、別紙のとおり、船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。



平成21年12月  
検査測度課

## 船舶検査の方法の一部改正について

### 1. 概要

国際海事機関（IMO）において、船側はしごの落下等の事故を契機として、乗降船設備等の設置、保守、検査等を義務付けるSOLAS条約附属書II-1章（構造等）の改正が行われ、平成22年1月1日から発効することとなっている。この改正にともない、船舶設備規程等の改正が行われたことから、これらの改正に適応した船舶検査の方法とするために一部を改正することとする。

### 2. 改正の内容

- (1) 乗降船設備に対する荷重試験等を含む検査の方法の制定並びに舷梯に対する検査の方法の改正
- (2) その他所要の改正

### 3. 適用時期

乗降船設備等については、平成22年1月1日から適用する。